

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 [略]	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 [略] <u>(経過措置)</u> 2 [略] <u>(保育所に置くべき職員及びその員数の特例)</u> 3 <u>条例附則第14項の規則で定める要件は、児童福祉法第46条第3項の規定に基づく勧告若しくは命令若しくは同条第4項の規定に基づく命令(以下「勧告等」という。)を受けたことがないこと又は勧告等に基づき必要な改善がされたことを知事が確認した日から3年を経過していることとする。</u> 4 <u>条例附則第15項の規定により読み替えて適用する条例附則第14項の規則で定める数は、保育を行う時間を通じて必要となる保育士の数(以下「必要保育士数」という。)が利用定員に応じて置くべき保育士の数(以下「要配置保育士数」という。)を超える場合における当該必要保育士数から当該要配置保育士数を差し引いて得た数とする。</u> 5 <u>条例附則第15項の規定により読み替えて適用する条例附則第14項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u> <u>(1) 保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園(認定こども園法第3条第1項の規定に基づき認定を受けた保育所を除き、認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成26年岩手県条例第100号)による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年岩手県条例第68号)第2条第1項第1号に規定する幼保連携型認定こども園として就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正前の認定こども園法第3条第3項の規定に基づく認定を受けた幼稚園を含む。)において常時勤務を要する職員と</u>

	<p style="text-align: center;"><u>して1年以上保育に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者（保育士を除く。）</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者に準ずる者として知事が別に定める者</u></p> <p>6 <u>条例附則第17項の規則で定める者は、条例附則第14項の規定に基づき保育士とみなすことができる者又は前項各号に掲げる者とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>（幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の特例）</u></p> <p>5 <u>条例附則第10項の規則で定める要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第20条の規定に基づく勸告若しくは命令若しくは同法第21条第1項の規定に基づく命令（以下「勸告等」という。）を受けたことがないこと又は勸告等に基づき必要な改善がされたことを知事が確認した日から3年を経過していることとする。</u></p> <p>6 <u>条例附則第10項の規則で定める者は、条例附則第11項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に置くことができる者又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）附則第5項各号に掲げる者とする。</u></p> <p>7 <u>条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例附則第11項の規則で定める数は、教育及び保育を行う時間を通じて必要となる職員（条例附則第10項に規定する職員をいう。以下同じ。）の数（以下「必要職員数」という。）が利用定員に応じて置くべき職員の数（以下「要配置職員数」という。）を超える場合における当該必要職員数から当該要配置職員数を差し引いて得た数とする。</u></p> <p>8 <u>条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例附則第11項の規則で定める者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則附則第5項各号に掲げる者とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(職員配置及び職員資格の特例)</u></p> <p>2 条例附則第2項の規則で定める者は、<u>条例附則第3項の規定に基づき認定こども園に置くことができる者又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）附則第5項各号に掲げる者とする。</u></p> <p>3 <u>条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例附則第3項及び第4項の規則で定める数は、教育及び保育を行う時間を通じて必要となる当該教育及び保育に従事する者の数（以下「必要従事者数」という。）が利用定員に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する者の数（以下「要配置従事者数」という。）を超える場合における当該必要従事者数から当該要配置従事者数を差し引いて得た数とする。</u></p> <p>4 <u>条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例附則第3項及び第4項の規則で定める者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則附則第5項各号に掲げる者とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。